平成２５年（フ）第９４８０号
東京都世田谷区北沢３丁目15―11小河方１階１号室
債務者　平手　嶺佑
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５２９号
東京都台東区竜泉３丁目38―８―２
債務者　佐藤ミサ子（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９５３０号
東京都台東区竜泉３丁目38―８―２
債務者　佐藤　信子（旧姓菅原）
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３４号
沖縄県沖縄市泡瀬２丁目５番13号　グリーンハイム204号
債務者　諸喜田雅美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１３７号
沖縄県宜野湾市大山３丁目29番11―506号トクムラＡＮＮＥＸⅡ
債務者　井上　善嗣
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１４６号
釧路市文苑４丁目58番９号　アーバンシャイン105号
債務者　馬場まゆみ
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月４日午後２時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第４６３号
栃木県日光市藤原417番地２
債務者　斎藤　　順
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４６６号
栃木県宇都宮市竹林町512番地14
債務者　松本　周大
1　決定年月日時　平成25年10月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４６８号
栃木県宇都宮市峰町279番地１　クレアモント203号室
債務者　日堂亜希子（旧姓熊井）
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４６９号
栃木県大田原市南金丸1162番地、前住所栃木県大田原市若草２丁目999番地１
債務者　田村　厚子（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４７０号
栃木県宇都宮市若松原１丁目11番37号　ＴＳソフィアＣ―202、前住所栃木県宇都宮市五代２丁目17番６号
債務者　小林　正典
1　決定年月日時　平成25年10月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４７６号
栃木県宇都宮市野沢町54番地
債務者　橘田真由美
1　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第７６号
熊本県八代市上野町3622番地
債務者　服部　智美
1　決定年月日時　平成25年10月７日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月２日午後２時
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第４６７号
栃木県日光市板橋1878番地286
債務者　伊東　　勇
1　決定年月日時　平成25年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第４８１号
岡山市中区原尾島４丁目12番11号
債務者　横田　綾子
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年12月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４５６７号
大阪市西成区天下茶屋東１丁目１番５号　天下茶屋ハイツ303
債務者　茅野　大地
1　決定年月日時　平成25年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部